

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和6年6月4日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩
 同 伊 藤 秀 夫
 同 飯 塚 孝 子
 同 深 谷 成 信

監査結果等に基づく措置

令和5年度第2期財政援助団体等監査結果報告（令和6年3月27日 新監査公表第17号）分

頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等
5・6	公益財団法人新潟市スポーツ協会文化スポーツ部スポーツ振興課	<p>(3)意見（一部抜粋）</p> <p>令和4年度において、本市の週1日以上スポーツをする成人の割合は50.8%であり、全国の52.3%よりも下回っている状況にある。デジタル化の進展に伴う運動不足や、少子化の影響によるチームスポーツを行う機会の減少など、スポーツ環境の変化への対応等が課題となっている。また、中学校の部活動では地域移行が進められており、様々な課題が生じている。財団の従来の役割は、益々重要性を増し、中学校部活動の地域移行においても、主要な役割を果たすことが期待されている。</p> <p>しかし、財団の自主財源は乏しく、財政的依存度は高い状態にあり、人的資源においても制約がある中、従前の事業を遂行しながら、時代の変化に応じた課題等へ対応していくことは困難である。そのため、所管課であるスポーツ振興課と協議のうえ、これからの時代に財団が真に果たさなければならない使命や、財団とスポーツ振興課との役割を整理し、将来に向けて事業を再構築しなければならない。また、財政的及び人的課題に対して、スポーツの普及・振興等と体育施設の指定管理業務を一体的に取り組んでいる他都市の団体の事例等を参考に、持続可能な組織のあり方について検討をすることも必要である。</p> <p>加盟団体を取りまとめ、関係機関と連携して、スポーツの普及と強化に取り組み、新潟市スポーツ推進計画が基本理念として掲げる「スポーツによる活力の創出」の実現に資することを期待するものである。</p>	<p>意見のとおり、協会における自主財源の確保や人的資源の制約は大きな課題と考えている。本市のスポーツ振興の充実に向け、今後も引き続き、協会と市が綿密に協議、連携しながら、役割の整理、持続可能な組織のあり方についての検討をしていく。</p>